

令和4年度

市有財産(市民活動拠点ベテルギウス・時間貸駐車場運営事業用地)の  
貸付けに係る一般競争入札

入札案内書

令和4年12月

大和市 こども部 こども・青少年課

目次

◆ 市有財産(市民活動拠点ベテルギウス・時間貸駐車場運営事業用地)の貸付けに係る一般競争入札

1 趣旨	1
2 貸付物件(入札物件)	1
3 貸付期間(契約期間)	2
4 入札日程	2
5 入札参加資格	2
6 入札参加資格確認申請に必要な書類	4
7 契約上の条件	5
8 工事に関する条件	8
9 入札参加の申込方法等	8
10 入札及び開札の日時、場所	9
11 入札の手続	9
12 入札の中止	10
13 入札の無効	10
14 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等	11
15 契約の締結等	11
16 貸付料の納付	11
17 その他	12

◆ 貸付地図

時間貸駐車場運営事業用地

◆ 提出書類(様式)

- ・ 入札参加資格確認申請書(様式1)
- ・ 誓約書(様式2)
- ・ 入札書(様式3)
- ・ 委任状(様式4)
- ・ 公有財産有償貸付契約書(様式5)
- ・ 質問書(様式6)

◆ 入札会場案内図



令和4年度 市有財産(市民活動拠点ベテルギウス・時間貸駐車場運営事業用地)の  
貸付けに係る一般競争入札  
入札案内書

## 1 趣旨

市は、平成30年3月から現在まで時間貸駐車場として貸付けを行っている市有財産(時間貸駐車場運営事業用地)について、公益施設に来館する方の駐車場確保及び施設近隣の利便性向上を目的として、引き続き、時間貸駐車場として活用するための市有財産の貸付けを実施します。本件は、案内する貸付物件を最も高い価格で入札された時間貸駐車場事業者の方に、一定期間貸し付けるものです。

## 2 貸付物件(入札物件)

貸付物件は次のとおりです。

(物件番号:1)

所在地	貸付面積	事業内容	最低貸付料(予定価格)
大和市深見西一丁目3番17号	3,732㎡	時間貸 駐車場事業	6,824,223円/年

※ 本件貸付契約(以下「本件契約」という。)の性質を踏まえ、入札の透明性の確保、不正行為の防止、入札参加者の負担軽減等を目的として、最低貸付料(予定価格)を公表します。

貸付物件に市民活動拠点ベテルギウスと市民活動拠点ベテルギウス北館が隣接しています。

市民活動拠点ベテルギウス	市民活動拠点ベテルギウス北館
大和市青少年センター 大和市市民活動センター 部室(市民団体に約50のブースを貸出) 大和市青少年相談室 やまと起業家支援スペース 公益社団法人大和市シルバー人材センター 行政文書保管庫 市史資料保管庫	公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団 公益財団法人大和市国際化協会 地元自治会会議室 大和・綾瀬更生保護サポートセンター ボール遊びもできる公園

※ 入居団体等の詳細につきましては、それぞれのホームページ等をご参照ください。

### 3 貸付期間（契約期間）

令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。貸付期間には駐車場施設の整備及び原状回復に必要な期間を含みます。

### 4 入札日程

一般競争入札の日程は次のとおりです。

項目	日程
入札公告日	令和4年12月20日(火)
入札案内書の配布	令和4年12月20日(火)～令和5年1月10日(火)
入札参加資格確認申込期間	令和4年12月20日(火)～令和5年1月10日(火)
入札参加資格確認通知日	令和5年 1月17日(火)
質問提出期間	令和5年 1月12日(木)まで
質問回答日	令和5年 1月18日(水)
入札及び開札	令和5年 1月24日(火)
財産使用(借受)申請書の提出	令和5年 1月31日(火)

※ 本案内書に関する質問を提出する際は、上記質問提出期間内に質問書（様式6）により、こども・青少年課までご提出ください。

### 5 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たし、入札参加資格の確認に関する申請を行い、確認通知を受けた者となります。

- (1) 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有している法人であること。
- (2) 過去10年間で3年以上、本件入札の貸付物件と同規模以上の駐車場事業に係る契約を国又は地方公共団体と締結し、これらを全て誠実に履行した運営実績（自ら管理及び運営するものに限る。）を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第3条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 公告日前2年間、大和市と締結する契約において、次のいずれかに該当する者でないこと（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ク 当該入札に係る入札案内書に示す内容を履行できない者
- (5) 大和市一般競争参加資格停止及び指名停止等措置要領に基づき、公告の日から落札決定までにおいて、停止措置処分を受けていないこと。
  - (6) 公告日前2年以内に銀行、手形交換所又は電子交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
  - (7) 公告日前6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
  - (8) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
  - (9) 入札参加資格要件について、本案内書に規定する要件を満たしていること。
  - (10) 役員等（参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号。以下「市条例」という。）第2条第4号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (11) 暴力団（市条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（市条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
  - (12) 役員等が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
  - (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。

- (14) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (15) その他本案内書に定める条件及び法令等を遵守し、駐車場事業を行う資力、能力等を有すること。

## 6 入札参加資格確認申請に必要な書類

入札参加資格の確認申請時にご提出いただく書類は次のとおりです。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式1） ※1
  - (2) 事業計画書（任意様式）
    - ※ 計画書には、具体的な事業内容、貸付期間満了時の物件の返却手順等を必ず記載してください。
    - ※ 土地利用計画図を添付してください。
  - (3) 誓約書（様式2） ※1
    - ※ 支店長、営業所長等に委任する場合でも、法人の代表者氏名で提出してください。
  - (4) 商業登記事項証明書（履歴事項（全部）証明書）
  - (5) 代表者の印鑑登録証明書（法務局に届け出たもの）
  - (6) 国税の納税証明書（その3の3「法人税と消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）
  - (7) 都道府県税の納税証明書（法人事業税及び法人住民税の未納額のない証明書） ※2
  - (8) 市町村税の納税証明書（法人住民税、固定資産税及び都市計画税（償却資産を含む。）を有している場合はその未納額のない証明書） ※2
  - (9) 財務諸表等の写し
    - ※ 申請時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、活動計算書、収支計算書等をご提出ください。
  - (10) 過去10年間に官公庁で、時間貸駐車場事業を管理運営した実績を証明する契約書又は使用許可書等の写し
    - ※ 実績を証明する書類について、提出が期限に間に合わない場合は、別途大和市にご相談ください。
- ※1 法人の代表者名でご提出ください。また、押印は法務局に届け出た代表者の印鑑を使用して下さい。
- ※2 法人事業税及び法人住民税は申請時において事業年度が終了している直近1年度分を、固定資産税及び都市計画税については令和3年度分をご提出ください。
- ※ 証明書類等は、申請時から起算して3月以内に取得したもの（複写不可）をご提出ください。
- ※ 提出された書類は返却いたしません。また、上記書類のほかに資料の提出を求める場合があります。

## 7 契約上の条件

(1) 本件契約の内容

本件契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けです。  
なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 貸付料

**貸付料(年額)＝入札金額(落札金額)×(1＋消費税率) ※ 1円未満切捨て**

※ 貸付料は大和市が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに納入していただきます。

※ 取引に係る消費税及び地方消費税は、当該年度の納入期限日において適用される税率により計算し、貸付期間中に税率の変更があった場合は、当該日以降に納入期日が到来する年度分の貸付料を変更します。

※ 本件契約は、貸付料5年間分の金額にて行います。

(3) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、時間貸駐車場事業の用途に供さなければなりません。

(4) 時間貸駐車場の付帯設備等

ア 貸付物件における時間貸駐車場事業の管理、運営等（以下「駐車場事業」という。）に必要な看板、精算機、区画線、照明、満空情報が表示できる装置、防犯設備等（以下「付帯設備等」という。）の設置を借受人の負担で行ってください。

イ 駐車場の区画線は、120台以上140台以下（うち身体障害者用3台）の普通車が駐車可能なレイアウトとし、フェンス沿いの車室においては、フェンス保護のため、車止めを設置してください。

ウ 夜間における駐車場利用が安全に行えるよう、照明灯を適切に配置してください。

エ 駐車場での犯罪を抑制するため、防犯カメラを設置してください。防犯カメラの設置・運用に当たって、借受人は「大和市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成20年8月1日）」に準拠し、自ら運用基準を定め、これを大和市に提出するとともに、遵守してください。

オ 付帯設備等の設置に関しては、あらかじめ、設置場所、工事概要等に係る設計図書等を提出し、大和市と十分に協議した上で行ってください。

カ 付帯設備等の整備（メンテナンス）等は、定期的に作業員が巡回、保守し、機器トラブルを未然に防止してください。

キ 機器の説明書は、高齢者、色覚障害者等の利用も踏まえたものを、分かりやすい場所に明確に掲示してください。

ク 付帯設備等については、大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号）、大和市景観条例（平成20年大和市条例第13号）等の法令を遵守し、周辺環境のイメージに合わせ、色使いやデザインに配慮してください。

(5) 駐車場事業

ア 駐車場事業は、24時間365日の営業を原則とします。

- イ 借受人は、駐車場事業に掛かる経費を全て負担するものとします。
- ウ 時間貸駐車場の利用料金については、周辺時間貸駐車場の料金を勘案し、適切な設定としてください。
- エ 駐車料金を無料にするサービス券を、市が事前購入できるようにしてください。
- オ 駐車場内に公用車駐車スペース（13台分）を設定し、そこに駐車する公用車が自由に入出庫できる定期券を13枚発行してください。
- カ 駐車場内にある2本の旗竿<sup>ざお</sup>に、国旗と市旗を掲揚、降納するため、市民活動拠点ベテルギウス施設の管理担当者等が、休館日を除く毎日、駐車場内に立ち入り、作業することを可としてください。
- キ 時間貸駐車場利用者等による事故、その他のトラブルに関する事務は、全て借受人が負うものとします。突発的なトラブルへの24時間対応を可能とし、サポートセンター（コールセンター）で解決できない場合は、借受人（又はその提携協力会社）による現地対応が迅速に行える体制を整備してください。
- ク 利用者等による事故、付帯設備の大きな故障等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、借受人は直ちにその内容を大和市に報告するものとします。借受人は契約締結後に緊急時の連絡体制を大和市に届け出てください。
- ケ 本件契約期間中は、借受人の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、加入後は大和市に保険証書の写しを提出するものとします。
- コ 近隣住民の迷惑とならない運営に配慮し、アイドリングストップやごみ捨てに関する注意看板の設置を必要に応じ行ってください。
- サ 利用者、近隣住民等からの、駐車場事業に関わる苦情については、借受人が一切の責任を持って対応するものとし、大和市からの対応要請があった場合も同様とします。
- シ 貸付物件内の清掃業務を適宜実施し、清潔できれいな駐車場を維持してください。
- ス 貸付物件内に放置車両が発生した場合は、速やかに警察への報告を行い、必要に応じて提訴その他の放置車両撤去に向けた手続を行ってください。
- セ 安全性向上策、料金体系、サイン計画、動線等の見直しを運用開始後適宜行い、サービスの改善に努めてください。
- ソ 本案内書に定めのない事項については、大和市と借受人が協議の上、別に定めるものとします。

(6) 禁止事項

貸付物件について、次の行為をすることはできません。

- ア 貸付物件を時間貸駐車場事業の用途以外の用途に供すること。
- イ 貸付物件に建物を建築し、又は駐車場事業と関係のない工作物を設置すること。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- オ 貸付物件において公序良俗に反する行為をすること。

(7) 実地調査等

第2号の貸付料の保全上必要があるとき若しくは第3号から第6号までに掲げる条件を満たしているかを確認するため、大和市が貸付物件の利用状況等について実地調査を実施するとき、又は大和市が借受人に対して資産、経営状況等に関する報告を求めたとき若しくは関係資料の提出を求めたときは、借受人は必ず大和市に協力しなければなりません。

(8) 資料の提出等

ア 借受人は、毎月1回、次の資料をデータ(②③はエクセル形式)で提出してください。

① 事故等のトラブル

ただし、重大なトラブルが発生した際には、毎月の報告とは別に、速やかに大和市に報告を行っていただきます。

② 時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率

③ 時間貸駐車場の売上

イ 借受人は、毎年1回、時間貸駐車場の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、大和市に報告するものとします。

ウ 借受人は、大和市から要請を受けた場合には、近隣住民への説明会等に同席し、必要に応じて資料の作成及び説明会を行うものとします。

エ 大和市から駐車場事業に関する資料提供の要請や、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)に基づく開示請求、市議会からの要請等を受けた場合には、借受人は大和市に協力しなければなりません。

(9) 違約金

第3号から第7号まで又は第8号アからウまでの条件に違反した場合には、貸付料総額=契約金額(貸付料(年額)×5年)の100分の10に相当する額(1円未満切捨て)を違約金として大和市に支払わなければなりません。

※ 契約が解除になった場合には、別途損害賠償を請求することがあります。

(10) 借受人の都合による解約の申入れ

貸付期間の途中でも、理由を付した書面により解約を申し入れることができます。ただし、当該申入れは、これを希望する日の3か月以上前までに行わなければなりません。この場合、残りの貸付期間に係る貸付料を解約金として、大和市の指定する期日までに一括して、大和市に支払わなければなりません。

(11) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付人の立会いのもと現状有姿で引き渡します(大和市の都合により立会いを省略する場合があります)。

貸付期間が終了したときは、借受人は引渡し時点の原状に回復して返還しなければなりません。ただし、貸付期間の終了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件等を使用することが明らかになったときは、貸付物件等を原状回復することなく、引き続き使用することができます。

また、貸付期間終了後の次の借受人(以下「次期借受人」という。)が現貸付期間

における借受人と異なる場合は、必要に応じて、本件契約終了前に大和市及び次期借受人と原状回復に関する協議を行ってください。

引渡し後の時間貸駐車場事業のための一切の工事については、着手前に設計図書、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）との協議結果報告書その他大和市が必要と認める図書等を提出し、承認を得た上で行ってください。

(12) 近隣住民等への配慮

借受人は、貸付物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければなりません。

## 8 工事に関する条件

- (1) 借受人は、貸付物件内において工事を行う場合は、工事内容、期間等について、大和市と協議の上、実施するものとします。なお、工事は原則として9時から17時までの時間帯に限るものとします。
- (2) 工事及び駐車場事業等のために、貸付物件内で必要となる電気については、電気事業者と借受人が直接契約するものとします。
- (3) 貸付開始以前に貸付物件内に存在する地下埋設物の許可権限は、大和市に帰属するものとします。なお、地下埋設物の管理者が、管理上の作業をする場合には、大和市は借受人に事前に連絡し工程等を協議の上、了承を得るものとします。
- (4) 定めのない事項については、大和市と借受人が協議して、別に定めるものとします。

## 9 入札参加の申込方法等

申込みに当たっては、本案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況、利用制限等をご自身で確認してください。

- (1) 受付期間 令和4年12月20日（火）から令和5年1月10日（火）まで  
※ 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 〒242-0004 大和市 鶴間一丁目31番7号  
大和市保健福祉センター2階  
大和市 こども部 こども総務課  
電話 046-260-5606（直通）
- (3) 申込方法 前号の受付場所に、第6項の入札参加資格確認申請に必要な書類を直接持参してください。  
※ 郵送やファクスによる受付は行いません。必ず持参してください。

## 10 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札受付 令和5年1月24日（火）午前9時30分から10時まで
- (2) 入札及び開札の日時 令和5年1月24日（火）午前10時
- (3) 入札及び開札の場所  
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
大和市役所 会議室棟204会議室  
※ 入札参加申込の場所と異なりますのでご注意ください。
- (4) 入札結果の公表  
入札の結果（物件金額、落札結果及び相手方）は、開札後に大和市ホームページで公表します。  
※ 郵送による入札は受け付けておりません。  
※ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。  
※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできません。また会場スペースの関係上、入札（開札）会場への入室は、各入札者当たり2名までとさせていただきます。

## 11 入札の手続

- (1) 入札保証金  
免除します。
- (2) 入札時に持参する書類  
ア 入札参加資格確認通知書  
入札参加資格の確認申請を受け、市から送付するものです。  
イ 入札書及び委任状（様式3及び様式4）  
所定の様式に必要事項を記載して記名押印してください。  
なお、委任状は代理人（社員等の代表者以外の方を含みます。）が入札される場合に記載してください。
- (3) 入札金額  
記載する入札金額は、消費税及び地方消費税の額を加算しない1年間分の貸付料の金額を記入してください。  
※ 年間貸付料は、入札金額に消費税を加算した額です（1円未満切捨て）。  
$$\text{貸付料(年額)} = \text{入札金額} \times (1 + \text{消費税率})$$
- (4) 入札方法  
ア 第2号に規定する書類を持参し、入札開始前に受付を行ってください。  
イ 入札書を封筒に入れ、物件番号、入札者の法人所在地、名称及び代表者氏名を封筒に明記しなければなりません。  
ウ 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に代表者印を押印の上、入札箱に投函してください。

代理人が入札する場合、委任状（様式4）が必要となります。代理人の本人確認をしますので、免許証等の本人確認資料をお持ちください。なお、委任状の代理人の住所は、個人の住所を記入してください。

※ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン等は使用できません。

- エ 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正は出来ませんのでご注意ください。
- オ 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- カ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- キ 入札者が1者の場合も入札を実施します。
- ク 落札候補者となるべき方が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することはできません。

## 1.2 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

## 1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字（アラビア数字とし、金額の頭書に「金」又は「円」を付したもの）をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書の記名・押印のない入札書による入札
- (6) 不明瞭な入札書による入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (8) 最低貸付料（予定価格）に達しない貸付料で入札した者の入札
- (9) その他本案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札
- (10) 必要書類を提出していない者の入札
- (11) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (12) 入札書の金額の表示を訂正した者の入札
- (13) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

#### 1.4 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等

最低貸付料（予定価格）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、第5項に記載した入札参加資格を満たしているか否かの最終的な資格審査を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、当該落札候補者を落札者として決定します。

#### 1.5 契約の締結等

##### (1) 契約の締結

落札者には、令和5年1月31日（火）までに、「財産使用（借受）申請書」を提出していただき、これに対して大和市から決定通知書を交付します。決定通知書の收受から7日以内に、公有財産有償貸付契約書（様式5）により契約書を作成し、大和市との契約を締結していただきます。なお、契約は貸付料総額で行い、本件契約に添付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※ 契約締結期間までに本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。また、大和市契約規則第3条に基づき、最長3年間、大和市の一般競争入札に参加することができなくなりますので、十分ご注意ください。

##### (2) 連帯保証人

借受人は、大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）第21条に基づき、連帯保証人を立てていただきます。ただし、借受人の資力、信用等から判断し、連帯保証人の届出を省略することがあります。

##### (3) 契約保証金

免除します。

#### 1.6 貸付料の納付

貸付料については、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、大和市が発行する納付書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日を納入の期限の日とします。

※ 取引に係る消費税及び地方消費税は、当該年度の納入期限日において適用される税率により計算し、貸付期間中に税率の変更があった場合は、当該日以降に納入期日が到来する年度分の貸付料を変更します。

## 17 その他

- (1) 本案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、大和市公有財産規則、大和市契約規則その他関係法令に定めるところによります。
- (2) 駐車場に設置する自家用広告物や提出物件の設置については、大和市屋外広告物条例を所管する街づくり施設部街づくり推進課との事前協議が必要です。また、屋外広告物が公道上を占有する場合は、道路占有許可が必要となりますので、同様に街づくり施設部道路管理課との事前協議をお願いします。
- (3) 大和市役所環境マネジメントシステムに基づく「大和市環境方針」の基本理念を理解し、本業務の実施に当たっては環境の保全に努めるものとします。
- (4) 「大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年大和市条例第20号）」の趣旨を理解し、業務を遂行してください。ただし、本業務における作業中及び打ち合わせ中は、路上喫煙重点禁止区域又は路上喫煙禁止区域外であっても禁煙とします。また、本業務で使用する車内で喫煙する場合は、煙が車外にでないようにしてください。
- (5) 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年大和市条例第13号）」の趣旨を理解し、業務を遂行してください。また自らが排出したごみでなくても、駐車場内及びその周辺の美化に努めてください。
- (6) 本案内書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。  
〒242-0018 大和市深見西一丁目2番17号  
大和市市民活動拠点ベテルギウス2階  
大和市 こども部 こども・青少年課  
電話 046-260-5226（直通）